

新しい特定健康診査がはじまりました

メタボリックシンドロームの予防に



平成20年度から医療制度改革の一つとして、40歳から74歳の方を対象にメタボリックシンドロームに着目した、新しい「特定健診」「特定保健指導」が始まりました。これからは皆さんが属する医療保険者（保険証の発行者）が実施主体となって、これらの事業を提供していきます。

川根本町においても4月に全戸配付した平成20年度各種健康診査案内のとおり、国保被保険者を対象とした「特定健診」「特定保健指導」事業を実施していきます。

平成20年度から医療制度改革の一つとして、40歳から74歳の方を対象にメタボリックシンドロームに着目した、新しい「特定健診」「特定保健指導」事業を実施していきます。

特定健診の受診券発行

- 発行対象者
○平成20年4月1日時点において川根本町国保加入者で、平成20年度中に40歳～74歳になる全被保険者
- 発行除外対象

6つの点にご注意ください

- ① 検査機関の特定健診準備の都合から、あらかじめ受診先検査機関を「榛原医師会」と「静岡厚生病院」から選択いただきました。両検査機関の特定健診を希望しなくても、特定健診の受診対象者になりますので受診券および問診票を発行します。
- ② 検査機関の特定健診準備の都合から、あらかじめ受診先検査機関を「榛原医師会」と「静岡厚生病院」から選択いただきました。両検査機関の特定健診を希望しなくても、特定健診の受診対象者になりますので受診券および問診票を発行します。
- ③ 榛原医師会の特定健診を希望した方には榛原医師会から、静岡厚生病院の特定健診を希望した方及び特定健診受診対象となる皆さんには、本庁健康増進課健康係より受診券・問診票などが送付されます。保険証と一緒に健診会場にお持ちください。
- ④ 国保特定健診受診対象者で未受診の方には、のちに、受診いただくための勧奨連絡をさせていただきます。
- ⑤ 75歳以上及び一定の障害がある認定された65～74歳の長寿医療（後期高齢者医療）被保険者の方で特定健診受診を希望した方を対象に、静岡県後期高齢者医療広域連合から委託を受けた「長寿医療者特定健診」も同時に実施します。
- ⑥ 各種がん検診や骨粗しょう症検診などは、属する医療保険者に関わらず、今までと同じように町が実施する検診を受診できます。これらの検診の詳細は、4月に全戸配付しました「平成20年度各種健康診査のご案内」をご覧ください。

本庁町民課国保年金係
☎(56) 22222
本庁健康増進課健康係
☎(56) 22224
総合支所保健福祉課福祉係
☎(58) 70771

ください。

健診実施期間中に、「榛原医師会」「静岡厚生病院」のいずれかの特定健診を受診する方には、検査に必要な尿検査容器などをお送りします。事前に役場担当課までご連絡ください。

○平成20年2月末時点で6カ月以上にわたり長期入院、施設入所中の被保険者（その後に退院し、特定健診の受診をご希望の方はご連絡ください）

○6月末時点で国保被保険者人間ドック（脳ドック以外）の受診申請者

税務課から住民税などについてお知らせ

住民税が還付されます

（平成19年に所得が大幅に減った方が対象です）

平成19年に所得が大幅に減った方には住民税が還付されます

平成19年に行われた所得税から住民税への税源移譲で、ほとんどの方は町民税税額が上がり、その分所得税額が下がりました。

自営業で業績悪化のため大幅に所得が減った方

定年退職された方や
依願退職された方

例えば、こんな方が対象となります

このような方で平成19年分の所得税が課されなかった場合は、この措置の対象になる可能性があります。

出産や病気のため長期休職されていた方

しかし、平成19年中の所得が大幅に減ったため、所得税がからなくなった方は所得税の減額の恩恵が受けられません。そこで、このような方には税源移譲で増えた部分の住民税をお返します。ただし、平成19年の所得税がからなくなった方でも、住宅ローン控除や配当控除が原因で所得税がかからなくなった方や、株や土地・家屋などの譲渡所得は対象となりません。

対象者に申告書を送付

該当する方には申告書をお送りしますので、7月31日までに本庁税務課または総合支所管理課まで提出してください。

平成19年以降に川根本町に転入した方は

①先の住所地で平成19年度

分の住民税を納めていた方。
②平成19年の所得が減った方、所得税がからなくなった方。
③④の両方に該当する方は先の住所地で減額措置が受けられる可能性があります。先の住所地の市町村役場にお問い合わせください。

住民税の軽減措置がなくなりまし

例…収入は年金だけで、単身の人の場合、年金収入年額24.5万円～14.8万円が対象になります。（収入年金14.8万円以下の場合住民税は課税されません）

対象は昭和15年1月2日以前の生まれで、前年所得が12.5万円以下の方

昭和15年1月2日以前の生まれで、前年所得が12.5万円以下の老年者非課税措置が、平成18年度に廃止になりました。しかし、急激な税負担の増加を緩和す

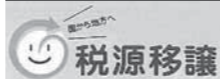
新しい固定資産税の減額措置ができました

対象は住宅の省エネ改修をした方か、200年住宅を建築した方

平成20年4月1日から平成22年3月31日の間に、お住まいの住宅を「2重サッシを含む省エネ改修工事をした場合」、「200年住宅の認定を受けた住宅を建築した場合」に固定資産税の減額措置の対象となります。それぞれ証明書を添えて申告してください。

それぞれ要件がありますので、工事に着手する前に、本庁税務課までお問い合わせください。

本庁税務課資産税係
☎(56) 22223



ポイント交換セールのお知らせ

茶娘ちゃんカード会

川根本町上長尾773-1 電話 56-0231

《引換券》

交換期間：平成20年7月20日～29日

茶娘ちゃんカード会



◆茶娘ちゃんカード会◆ からポイント交換セールのお知らせ

ポイント交換セール 7月20日～29日

ポイントカードと右ページの《引換券》を茶娘ちゃんカード会加盟店へお持ちください。700ポイントと《引換券》で1,000円分のお買物ができます。

